

[事案 21-69] 契約者貸付無効確認請求

- ・平成 21 年 9 月 19 日 裁定申立
- ・平成 21 年 10 月 28 日 申立不受理決定

< 事案の概要 >

平成 7 年に加入した保険契約について、同 8 年に行われた契約者貸付は、契約者である自分が知らない間に、別れた妻と営業職員(退職済)が、自分に無断で契約者貸付請求書を偽造し行ったものである。問題が発覚して以来 10 年以上の間、同貸付けの無効を再三に渡り申し出てきたが、保険会社から善意ある対応がなされない。保険会社等による謝罪、払込済保険料の返還(清算)および弁護士費用・諸費用・慰謝料の支払いをして欲しい。

< 不受理の理由 >

本件では、申立人と A 氏(申立人の元妻)が当時夫婦であったこと、契約者貸付請求書に申立人の届出印が押印していること、貸付時に保険証券も提出されていること、貸付金の送金口座が契約者本人(申立人)名義の口座であることなどを考慮すると、A 氏に申立人の名義で契約者貸付けを申し入れる代理権がなかったとしても、表見代理(注)が成立する可能性がある。

そうなると、表見代理の成立要件を満たしているかどうかについての事実認定が適正な解決には不可欠となるが、申立人も認めるとおり、既に問題が発覚してから 10 年以上が経過していることもあり(貸付け時から 13 年以上が経過)、裁判所のような厳密な証拠調べ手続きを具えていない民間の裁判外紛争解決機関である裁定審査会においては、事実認定が著しく困難である。

したがって、本件は、その性質上裁定を行うに適當でないとして認められるので、生命保険相談所規程第 32 条 1 項(5)により不受理とした。

(注)「表見代理」とは、本人の代理人のように行動した者に実際は代理権がなかったけれども(無権代理)、取引の相手方から見るとあたかも代理権が存在しているかのように見える場合において、代理権が存在するものと信じて取引した者を保護する制度(民法 109 条, 110 条, 112 条)。